■ 2023.9.25　No261

脱原発情報

発行　双葉地方原発反対同盟　　責任者　石丸小四郎
970 － 8026　いわき市平童子町３－６　Ⅱ 903
TEL・FAX　0246-25-7737　携帯　090-4477-1641
E -mil：ishimaru19430106@gmail. com　ブログ「石丸日記」

ALPS処理汚染水 海洋放出
ついに‥立ち上がった差し止め訴訟！

東電福島第一原発で始まった「汚染水海洋放出」の差し止めを求めて、太平洋沿岸部などに住む住民約 150 名が 9 月 8 日、汚染水放出の差し止めを求めて福島裁判所への提訴に立ち上がった。

国際社会の反対を無視したのは国益に反する

IAEA 報告書は海洋放出正当化にはならない

ついに漁業関係者らが ALPS 処理汚染水を放出させないため、太平洋沿岸部、福島、茨城、岩手、東京の人たちが立ち上がった。　　**「請求の趣旨」は以下の通り…**

１．被告、国（原子力規制委員会）東京電力ＨＤ（株）に対して令和５年５月 10 日付で行った ALPS 処理水の海洋放出時の運用等に係る実施計画の変更の許可を取り消せ。
２．被告、国は令和５年７月５日付で行った ALPS 処理水の海洋放出時の使用前合格処分を取り消せ。
３．被告、東京電力ＨＤ（株）は ALPS 処理水された汚染水の海洋への放出をしてはならない。
４．訴訟費用は、被告らの負担とする。

（資料１）　弁護団共同代表　広田次男氏、同、河合弘之氏、同、渡海雄一氏共々福島裁判所に向かう原告団ら…

「請求の原因」としては…

１．海洋放出の安全性は確認しておらず、海洋環境の保全の枠組みと環境汚染に関する予防原則・環境基本法４条に違反する。
２．汚染処理水の放出は東電自らが原告を含む関係者に行った約束に違反する。〈手続き的違法性 1〉
３．より環境に負荷をかけない代替策を採用すべき義務が、汚染源である東京電力と事故責任を負う国には課せられている。
４．国際社会の強い反対を押切って、海洋放出を強行するのは日本の国益を大きく損なうものである。
５．IAEA 包括報告書は海洋放出を正当化する理由にはならないし海洋モニタリングによって安全性を確認することにはならない。

以上である。今年 10 月末に予定している第二次訴訟の事務局は右の通りである。

第二次提訴の差し止め訴訟事務局
970-8045　いわき市郷ヶ丘 4 丁目 13-5
担当　丹治　杉江
携帯電話: 090-7797-4673　FAL: 0246-68-6930
E -mil: ran1953@sea.plala.or.jp

何が何でも‥
汚染水流出は阻止しよう！

（資料２）は国立研究開発法人の「海洋研究開発機構」が東日本大震災から４ヶ月後の 2011 年７月、宮城県沖の震源から 110 ㎞、東よりの日本海溝からセシウム 134 が検出されていた。

原発事故直後の核種は1,000核種だという！

深海7000㍍にセシウム

原発事故で放出 日本海溝の泥から

太平洋沖の日本海溝の最深部に近い水深約七、二六〇㍍の海底で採取した泥から、東京電力福島第一原発事故で放出された放射性セシウムを検出したと、海洋研究開発機構などのチームが二十九日、英科学誌に発表した。

これほどの深海から原発事故のセシウムを検出したのは初めて。チームはプランクトンの死骸などに吸着され、沈降したとみている。

チームは、東日本大震災から四カ月後の二〇一一年七月、宮城県沖の震源から約百十㌔東方の日本海溝を調査した。

水深約七、二六〇㍍の地点に洋上から機器を投入して深海をビデオ撮影したほか、海底の泥を採取した。分析したところ、一㌔当たり〇・〇二㍉㌔と微量のセシウム１３４を検出。半減期が約二年であることから福島第一原発の事故で放出されたと判断した。

（資料２）　日本海溝の泥の中から…

それを発表したのは「英科学誌」と地元紙には掲載されている。しかし、この論文は「科学・テクノロジー関連の雑誌ネイチャー」であろう。

水深約 7,260 ㍍の地点から事故時に放出された放射性セシウムを検出した。１㌘当たり 0.02Bp ／ｇほどの微量のセシウム 134 を検出したと発表した。根拠は同セシウムの半減期は約２年で同原発の事故と判断したという。

（資料３）　陸のプレートと海側のプレートの境目、その境目はこなん様子…

（資料３）は検出したユーラシアプレートと太平洋プレートの境目であるからこの地点であろう！

（資料４）は気象研究所の全球モデルのシミュレーションを発表した人たちは「はじめに」で次のように記している。(注１)「東京電力（株）福島第一原発によって大気あるいは海洋放出された放射性物質は、福島県をはじめ大気中に放出された放射性物質は、折からの季節風に運ばれ、広く全球にも拡散した結果、北半球の広い地域でその到来が観測された。また降雨などにより土壌や森林、湖水、河川に沈着した放射性物質も時間とともに環境中を移動し続けている」と語る。放射性物質は半減期を迎えないと消失はしない。私たちのように「汚染水放出に反対」し続ける人々は、これを決して忘れてはならない。

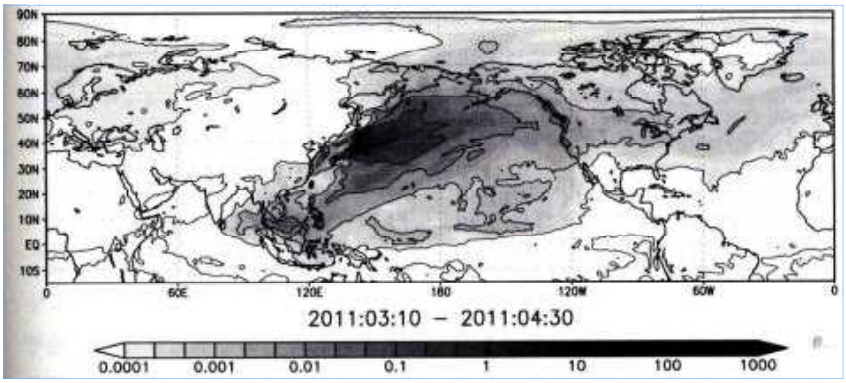

（資料4）気象研究所の全球モデル2011年３月～４月かけての^{137}Csの沈着量

国と東電は汚染水に主要７核種（セシウム Cs-134、同-137、コバルト Co-60、アンチモン Sb-125、ルテニウム Ru-106、ストロンチウム Sr-90、ヨウ素 I-129）の他、２核種（カーボン（炭素）14、テクネチウム 99）が含まれていると発表した。（2018 年 8 月 3 日公聴会、その後検査は行われていない）

特に、カーボン 14 は半減期が 5,730 年である。

半永久的に消し去ることは出来ないのだ！

そればかりではない！事故直後存在していた核種は約 1,000 種、事故から 12 年後も存在したと思われる核種は 210 種、汚染水に全て移行し ALPS で除去対象となっているのは 30 種だという。

今後、評価する対象を絞った理由を東電に聞かなければならないい。

「原告らの請求は認容されるべきである」
鈴木弁護士（更新弁論）力強く！！

千葉　親子

第 7 回口頭弁論が 9 月 13 日に開廷された。一般傍聴席 83 席に 199 人が傍聴券を求めて並んだ。今回、裁判長の交代があった事で、これまでの弁論内容を説明、被告準備書面に対する反論、甲状腺がんと原発事故との因果関係を立証する弁論が行われた。

弁護団の中で 1 番若い鈴木裕也弁護士がパワーポイントを使って理路整然と説明・反論をした。その一部から要点報告とする。

主たる争点は、放出された放射性ヨウ素の暴露による、事実因果関係の有無である。

原告の主張は、原発事故による放射性物質の拡散による被ばくをしたと考えられること。福島県内において小児甲状腺がんが多発し、原告も被曝後、がんを発症している。小児甲状腺がんは自然発生頻度が極めて少ない。被告側は、スクリーニング効果説を主張している。これに対し、チェルノブイリでもスクリーニング説が指摘され事故後に生まれた子どもの検査をした例を示し事故後に生まれた子どもに甲状腺がんはみられなかった。小児甲状腺がんの潜在がんは多発はおろかラテント（死後解剖）がんも報告されていないと 45 枚のパワーポイントで図表やデータを示しての弁論は傍聴者はもちろん裁判官も理解が深まった事であろう。

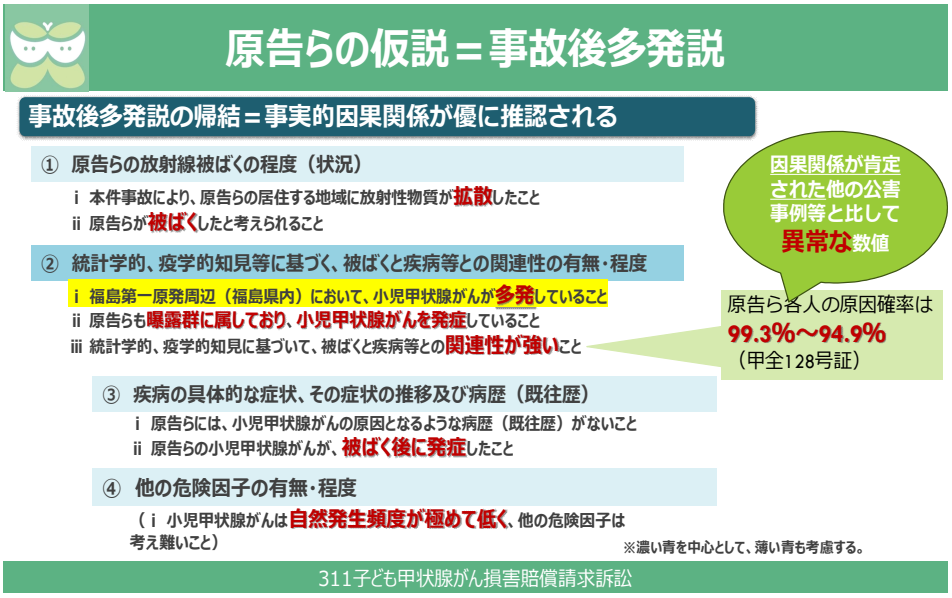

（資料 5）甲状腺ガンは潜在ガンの発見ではなく被ばくによって事故後多発した根拠がある

（資料　6）会場は満席、裁判の報告に聞き入った

潜在がんとは、生涯にわたって健康には影響せず無症状で病理組織診断によってはじめて発見されるものでつまり、転移も浸潤も起きないと言うが、再発も転移も浸潤も経験している原告がいる。

鈴木眞一医師の報告では 1 巡目 2 巡目で発見され 187 例中福島医大で手術された 125 例中、リンパ管転移 97 例、甲状腺浸潤 50 例、遠隔転移 3 例が報告されている。「悪性疑い」の多くが「潜在がん」だという説は成り立たない。

県民健康調査の仕組み自体が、1 次検査と 2 次検査で構成され、2 次検査では穿刺吸引細胞診と経過観察という振り分けの中で、経過観察は一般診療となる。

被告の本件事故以前に小児甲状腺がんが多発していたと言う仮説は推測の域を出ないもの、もっと言えば「机上の空論」に過ぎない。原告らの請求は認容されるべきである！！鈴木弁護士は力強くプレゼンテーションを締めくくった。

今回、副団長であった河合弁護士と海渡弁護士から、若い原告の気持ちに添い、なおかつ 7 人中 5 人が女性と言う事で、斎藤悠貴弁護士、杉浦ひとみ弁護士にバトンタッチされた。 2023年7月20日の県民健康調査検討委員会で小児甲状腺がん又は悪性疑いの患者は316人（うち一人は良性）、集計外の患者43人合わせると358人と報告された。

次回の口頭弁論期日は、12 月 6 日（水）14 時から東京地裁、裁判長交代の元での原告意見陳述が予定されている。

言論統制か！「汚染水」が使えないマスコミ
世界のニュースでは汚染水が主流だ！

斉藤 章一

日本の主要マスコミ各社は福島第一原発からの汚染水海洋放出について「汚染水」と言う言葉を避けている。風評被害を抑えるためと言えば聞こえはいいが、政府の圧力に屈し、科学的に正しく表現出来ない弱さか。「報道の自由度」世界 68 位、G7 で最下位という悲しい現実だ（国際「国境なき記者団」）

YAHOO ニュースが伝える世界のマスコミの報道は、中国・韓国メディアは「汚染水」、英国の BBC ニュースやロイター通信、英紙ガーディアンが「contaminated woter」（汚染水）CNN,NY タイムズは「処理水」ワシントンポスト紙は「福島原発水」、ドイツ通信社は「放射能汚染水」、共同通信の英字記事は「処理された放射能汚染水」と表現している。

政府・東電の住民説明会では「ALPS 処理水」と言う呼び方にこだわり「汚染水」ではなく「処理水」と呼ぶように説明してきたし、マスコミなどにも「要請」してきた。その「効果」だ。

しかし、分離困難として全量放出するタンク保管の 860 兆ベクレルのトリチウムと、それ以外の、プルトニウムやストロンチウム、セシウム、ヨウ素など主なものだけでも 62 種の放射性核種が含まれているのだ。現在タンクに保管されている汚染水の 70 %を超える量が規制基準を上回る汚染水である。再処理によって規制基準をクリアしたとしても ALPS 処理水は「立派な放射性物質汚染水」であって「処理水」などと「汚染」のレッテルを剥がすべきものではない。

今は規制基準内のタンク水を「750 ベクレル/L」に薄めて放出中だ(1500Bq/L を超えないよう） 放出に当たってはトリチウムの他、炭素 14 やプルトニウム、ストロンチウムなど 29 核種の測定を行い規制庁に報告することになっている。

第 1 回目の海洋放出ではすべての核種が規制基準をクリアしたという。基準内タンクのものを薄めたのだから当たり前の話である。

(資料 7) ALPS 処理水の出口濃度のグラフである。上側の赤い点が入り口の濃度で下の青や緑の点が処理後の出口濃度である。一番上がセシウム 137 で上下がきれいに分かれている＝入り口から入った放射性物質が取り除かれ出口では低濃度になったということ。その下のコバルト 60 は入り口と出口の濃度が近い、つまりあまり取れていない。一番下のヨウ素 129 はもう入り口の濃度と出口の濃度が交わっている＝除去出来ていないということである。しかも真ん中の青の破線は規制基準のラインであるが、この基準を半数ほどもオーバーしているのだ。政府・東電は ALPS でほとんどの放射性物質を取り除くと言っているが、トリチウム以外にも取りにくい放射性物質もあるのだ。炭素 14 もそのひとつで生物にとって重要な有機物の中核に入るから危険性も高い。放射能は薄めても消えず、自然減衰を待つ以外方法はない。そんなものを 30 年 40 年と海に捨てた場合の長期評価が必要だろう。怖いのは風評だけではない。都合の良い「科学的説明」がもっと怖い。

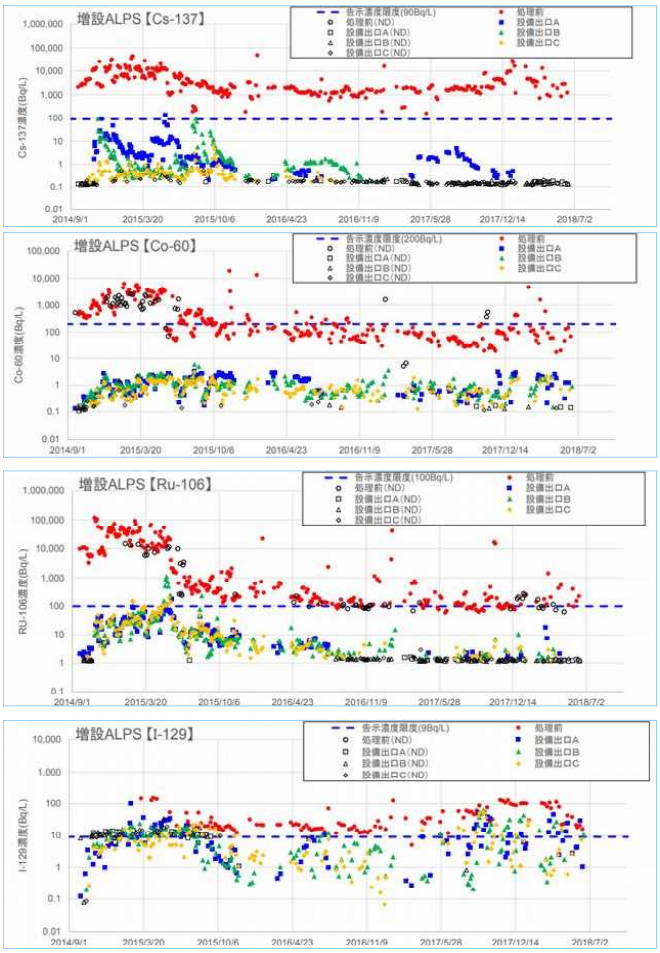

(資料 7) コバルト、ルテニウム、ヨウ素は ALPS をくぐり抜ける

再開後　７４回 東電交渉

ALPS多核種除去設備はまがい物だ！

９月 20 日の再開後 74 回東電交渉は 10 名を越える人たちが参加し、怒り一杯だったが冷静に抗議の発言をした。しかし、東電は用意してきた回答書から一歩も出ない対応だった。

子々孫々のためにも汚染水の放出を止めろ！

（諸団体）～冒頭に去る８月 24 日、私たちの要請にもかかわらず海洋放出が強行した事に対して、改めて強く抗議をするものである。

「漁業者をはじめとして福島県民、国民に理解と合意が進まないままに実行され、あまつさえ放出された核種の総量も不明のまま放出された事に改めて抗議するものである。９月下旬から２回目の放出が始まると言う。これは 30 年…さらには 100 年も続くことを考えると、水俣の悲劇が福島を始め太平洋沿岸で起きる可能性も出てくる。私どもは子どもや孫、子々孫々のためにも汚染水の放出を止めるよう強く求めるものである」

下の資料にあるように「理解と合意なき汚染水の海洋放出」の再回答を求める。

東京電力ＤＨ（株）　　2023 年 3 月 16 日

代表取締役社長　小早川 智明様

理解と合意なき汚染水の
海洋放出の中止を求める要請書

（前文省略）

記

１．「関係者、国民の理解なしにいかなる処分も行わない」とする福島漁連等との文書約束を守り、理解と合意のない汚染水の海洋放出は中止すること。

２．放出する全放射能核種の濃度、総量などの全情報を公開、海底土や海砂浜、生物への吸着・濃縮による放射能の蓄積とフィールドバックを再評価すること。

３．地下水の止水・トリチウムの分離技術の実用化、大型タンク保管やモルタル固化保管案等の検討、スラリー安定化処理設備の設置など汚染水についての抜本的対策を確立すること。

４．本件の説明・公聴会を福島県をはじめ全国で開催すること。　　以上

福島県原発反対 10 団体

持参した回答から一歩も出ない内容に怒り！

（東電）～当社は廃炉作業の期間を通じ風評を生じさせないため、関係者や皆さん方や県民国民の信頼を失ったってはならないとの強い決意のもと…。

①設備運用安全と品質の確保

②迅速なモニタリングと分かりやすい情報発信

③ IAEA の継続的なレビュウ等を通じた透明性の確保。

④風評対策並びに損害と適切を徹底しながら賠償の責任を果たしたいと思う。

（諸団体）～文書で出せないのか！

（東電）～再度繰り返したい。

（諸団体）～流したための言い訳のようなものだ！漁民の反対が続いているのに流せないはずだ？「約束は遵守する」と何度も言っていたはずだ！事故を起こした東電が放射能を更に広げるんだから…！

（東電）～黙して語らず…（書取だけか？の声）

（諸団体）～社長はどう言っているのか？国は「国民が理解している…」と言ったから私たちは流す…と国の責任にしているのではないか？

（東電）～社長も回答と同じ考えだ！

（諸団体）～講演会（国・東電の説明会）では何度も「約束は守る…法律は守る」と公式見解として、共通して話していた！どうして、それを変えて流したのか？その経過を知りたい。「約束は遵守する」の答えたではないのか？

（諸団体）～トリチウムを取り除く技術は？

（東電）～取り除く技術は公募している。

（諸団体）～前回 73 回交渉で英科学誌ネイチャーに掲載された技術は進化していると言う新聞を指し示している。あなたは見なかったのか？

（東電）～法令に則って放出している。

（諸団体）～東電は「使用前検査は合格というが

スラリーの安定化処理は遅れに遅れている！

何処に掲載されているのか？

（東電）～それは既設 ALPS・増設 ALPS・高性能 ALPS の当社 HP に公表資料の中に記載され「中長期ロードマップ（？）」に掲載されている。既設 ALPS は 2022 年 3 月 23 日で検査終了を規制委員会で認めている。増設 ALPS は 2017 年 10 月 12 日に検査終了を認めている。高性能 ALPS は 2023 年 3 月 2 日に認められている。

（諸団体）～それは違う！東電が発出した文書 2018 年 10 月 17 日の「多核種除去設備処理水の性状について」や 2022 年 10 月 26 日「スラリー安定化処理設備に関する審査上の論点（規制庁提示）を踏まえた当社の回答」を見ると「ALPS 基本情報」では、既設 ALPS は 2022 年 3 月、増設 ALPS は 2014 年 9 月、高性能 ALPS は 2014 年 10 月とあり「既設・高性能ともストロンチウム 90 は除去性能持続時間が短いことを確認」など不具合を掲載しているだけだ！

（東電）～黙して語らず。

（諸団体）～ ALPS 多核種除去設備の現状については「第 102 回特定原子力監視・評価検討会 2022.9.12」の Zoom 会議で議事録 37 頁に掲載されている。

（資料8）　第102回特定原子力‥Zoom 会議の様子

（資料8）の「スラリー安定化処理施設審査状況について」（注２）の審査状況の中で「本件は昨年１月申請されてから、現在も審査が続けられている」と言うように非常に遅れている。

・38 頁で昨年、同検討会で設計上の問題点について指摘されてきた。それは…。

①スラリー安定化処理施設の実現性～ストロンチウム 90 の入ったドロドロの液体（4 千万ベクレル／ﾐﾘ m3）を移し替え② HIC の保管容量

規制庁の「代替え案」に全く応えず！

のひっ迫時期は 2023 年 6 月、2025 年 6 月、2027 年 6 月となっている**③耐震クラス分類**～青森再処理工場と同等の耐震性施設にすること**④放射線業務従事者の被ばく管理**～１日で取り扱う量はストロンチウム 90 で 10^{13} ベクレルにもなる。東電が定める全面マスク着用上限濃度を超える可能性が高くメンテナンスが出来なくなり従事者が入れなくなる可能性高い。この問題は２年審査が継続している。

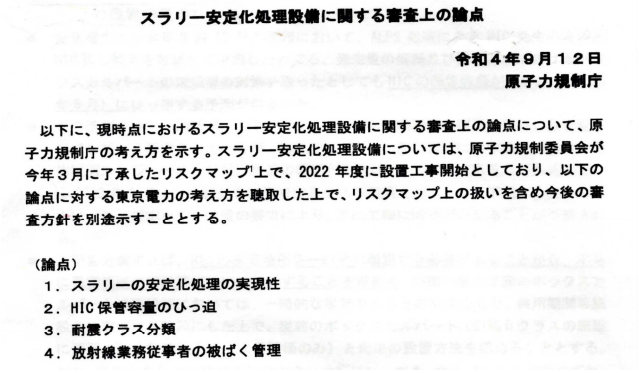

スラリー安定化処理設備に関する審査上の論点

令和４年９月１２日
原子力規制庁

以下に、現時点におけるスラリー安定化処理設備に関する審査上の論点について、原子力規制庁の考え方を示す。スラリー安定化処理設備については、原子力規制委員会が今年３月に了承したリスクマップ上で、2022 年度に設置工事開始としており、以下の論点に対する東京電力の考え方を聴取した上で、リスクマップ上の扱いを含め今後の審査方針を別途示すこととする。

（論点）
1．スラリーの安定化処理の実現性
2．HIC 保管容量のひっ迫
3．耐震クラス分類
4．放射線業務従事者の被ばく管理

（資料9）　規制庁が発出したスラリーの安定化問題

・５４頁では浜制委員会委員は「<u>この問題はノーかイエスか？さもなければカウンタープロポーザル（代替え案）を出せるんでしょうか！</u>」と言っている。それを東電は全く出していない。だから ALPS 多核種除去設備はまがい物（偽物）だといっているのだ！これを持って全世界に嘘をついていることになる！

（東電）～黙して語らず。

（諸団体）～手書きはしているがまともに答えず、答えれば嘘を言う。呆れるほかない！

感想

・10 数名を越える人たちが怒りを内に秘め 120 分の交渉を行った。その全てを伝えられないのが残念至極である。

出典　文献

・（資料１）編集部・（資料２）福島民報 2013.5.30・（資料３）ＮＨＫ報道特集 2021.10.26・（資料４）原発事故環境汚染・福島第一原発事故の地球科学的側面・中島映至氏他３名編者・（資料 5）原告代理人鈴木裕也弁護士プレゼン資料・（資料 6）編集部・（資料 7）東京電力 HD・（資料８～９）規制庁 HP

・（注１）（資４）と同じ・（注２）ALFS 多核種除去設備でストロンチウム 90 等の物質が HIK に移し替えできない現状